

役員報酬等規程の一部改正の件

1. 役員の給料の改定

■ 改正理由

常勤の役員等の基本給月額の見直しを継続するため、所要の規定整備を行う。

■ 改正内容

1 常勤の役員等の基本給月額の見直しを継続に伴う改正

- ・ 理事長の基本給月額の 14%減額を平成 32 年 3 月 31 日まで継続する。

【附則(平成 20 年規程第 92 号)第 2 項及び附則(平成 23 年規程第 160 号)第 3 項】

■ 施行日

平成 31 年 3 月 27 日

(適用日は平成 31 年 4 月 1 日)

2. 賞与の改定

■ 改正理由

当機構の経営状況及び平成 30 年度の人事委員会勧告等を総合的に勘案し、賞与の支給月数の配分見直しを行ったため、所要の規定整備を行う。

■ 改正内容

1 賞与の支給月数の配分変更に伴う改正

- ・ 理事長の賞与を以下のとおり、引き上げる。【第 6 条第 2 項】

年度	6月期	12月期	年間合計
改正前	1.850	2.000	3.850
改正後	1.900	2.050	3.950

■ 施行日

令和元年 7 月 31 日

(適用日は令和元年 6 月 1 日)

【参考】

●平成 30 年 人事委員会勧告

特別給(ボーナス)

1) 特別給を 0.05 月分引上げ (年間 4.40 月分⇒同 4.45 月分)

民間の状況等を踏まえ勤勉手当に配分

2) 平成 31 年度以降、6 月期と 12 月期の期末手当が均等になるよう配分

※大阪府では、平成 30 年4月1日より実施。

●平成 29 年 人事委員会勧告

特別給(ボーナス)

1) 特別給を 0.1 月分引き上げ

(年間 4.30 月分⇒同 4.40 月分、特別職 年間 3.85 月分⇒同 3.95 月分)

※大阪府では特別職については、平成 30 年4月1日より実施。